

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第 3 号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（可決）

法律で夫婦同姓を義務づけている国は日本だけであるにもかかわらず(政府答弁)、1996年に法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を含む民法改正を答申してから29年が経過しても、いまだ法改正の見通しは立っていない。

最高裁判所は、2015年12月の判決に続き、2021年6月の決定で、選択的夫婦別姓を含めた制度の在り方は、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである」と判示した。最高裁が二度にわたり、国会での議論を求めていることを重く受け止めなければならない。

結婚するときに、夫婦の名字を同じにするか、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称するかを選ぶことができる選択的夫婦別姓制度の導入について、認めてよいと考える人が増えている。

2024年に公表されたNHKの調査によれば、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成と答えた割合は約6割に上り、社会経済情勢の変化に伴い、国民の意識や価値観は確実に変化している。

婚姻で改姓する約95%が女性という現状は、女性の活躍を阻んでおり、改姓によって、これまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や、夫婦別姓が認められないために結婚を諦める例、旧姓の通称使用では海外で通用しないことや、銀行口座がつくれない場合があるなど、様々な不利益を被っている人が一定数いることも事実である。家族の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルも少なくない。こうした状況に鑑み、選択的夫婦別姓を実現することは、国会及び政府の責務である。

よって、国会及び政府においては、男女が共に活躍できる社会実現に向け、選択的夫婦別姓制度を導入するため、民法を改正するよう求める。

令和7年3月24日

議員提出議案第 4 号

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（可決）

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要である。

令和5年3月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されている。

性犯罪をした者の出所後の住所等については、都道府県等が法務省から情報提供を受け把握する仕組みはなく、実際に、当事者に対して直接、再犯防止の取組を行うことは困難であるため、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に、住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報を基に、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っている。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも各自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体、関係機関等の連携や、性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠である。

よって、政府においては、下記の事項について所要の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。
- 2 再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届け出られた情報を自治体に提供すること。
- 3 自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

議員提出議案第5号

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（可決）

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」とし、我が国では夫婦同姓制度が採られている。このため、婚姻に際しては、夫または妻のいずれか一方が必ず姓を改めなければならないところであるが、現実には、夫の姓を選び、妻が姓を改める例が95%近くに上っている。名義変更の負担に加え、仕事上の姓と戸籍上の姓の不一致による不利益などを特に女性が負っている現実がある。

平成8年、法制審議会は、夫婦が望む場合には、それぞれ旧姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度の導入を内容とする民法の一部を改正する法律案要綱を法務大臣に答申したが、当時は国民の間にも様々な意見があったことから、改正案の国会提出には至らなかった。以降、議論は長年にわたり平行線のまま推移している。

その後、最高裁では、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の姓に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところである。

そのような中、令和6年6月、経団連は、夫婦別姓を認めない今の制度は、企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を早期に行うよう提言し、同年10月には、国連の女性差別撤廃委員会が、夫婦同姓の強制を廃止するよう4度目の勧告を行っている。これらは、この課題が日本経済上も国際上も影響を及ぼし得るものであることを示している。

法制審議会の答申より30年近くを経た今、再び、選択的夫婦別姓制度の導入をめぐるのは、多数のメディアにおいて報道されるなど、国民から高い関心が寄せられており、今後の国における議論が注目されている。

よって、国においては、選択的夫婦別姓制度の早期の法制化に向け、家族の一体感や戸籍制度などを守ることとの両立を図りつつ、より積極的な議論を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

議員提出議案第6号

若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（可決）

我が国の被選挙権年齢は、公職選挙法により、衆議院議員及び地方議会議員については満 25 歳以上、また、参議院議員については満 30 歳以上と規定されている。この被選挙権について、最高裁判所においては、被選挙権は選挙権と表裏一体の関係にある重要な権利であり、「立候補の自由は、憲法 15 条 1 項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利である」との見解が示されている。

我が国では、成人年齢及び選挙権年齢である満 18 歳になると、親の同意なしに会社を設立し代表取締役役に就任することが可能となり、また、裁判員や検察審査員として重大な刑事事件等にも関与することができるにもかかわらず、被選挙権年齢は満 25 歳以上となっている。

一方で、OECD加盟国では、下院での被選挙権年齢が満 18 歳以上は 23 か国、60.5%と最も多くなっており、日本の衆議院のように 25 歳以上は 5 か国、13.2%と少数派となっているのが現状である。また、選挙権年齢と被選挙権年齢を 18 歳以上と統一している国も過半数を超えている。

全国町村議会議長会からは、近年の議員選挙において、無投票や定数割れが増加しており、このまま増え続けると仮定した場合、次の統一地方選までには全体の 3 分の 1 を超える 34.1%の議会が無投票になる可能性があるとの見解が示されている。このため、地域の代表を選出する選挙を持続するための被選挙権年齢引下げ等の対策が求められている。

よって、政府においては、様々な権利が得られると同時に相応の義務を負うことになる成人年齢との均衡や、選挙権年齢と被選挙権年齢を一致させている国際的な潮流を踏まえ、被選挙権年齢については満 18 歳以上に引き下げるとともに、若者の政治参画を促進するため、立候補時の年齢に応じた供託金の見直しや、地方議会議員の報酬の在り方、さらには、若者団体の活動継続に必要な支援の在り方等について、抜本的な改革を行うよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 24 日

議員提出議案第 7 号

高額療養費制度の負担上限額引上げの撤回を求める意見書（可決）

高額療養費制度は、同一月にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給する制度であり、特に長期にわたって高額な治療が必要な、がんや難病、長期慢性疾患の患者や支える家族にとって、まさに命綱とも言える制度である。

一方で、政府は、保険料の増加を理由に、令和 7 年 8 月と令和 8 年 8 月に負担上限額引上げを実施するとした。これに対して、全国で、医療・障害分野の様々な関係団体から撤回を求める声が上がっている。

全国がん患者団体連合会(全がん連)が呼びかけた負担上限額引上げに反対する署名は、1 月 29 日から 2 月 2 日までのわずか 5 日間で約 7 万 3 千人分となった。全がん連によると、平均的な年収区分の場合、現行の上限額約 8 万円から、最終的には約 13 万 9 千円となり、中には治療の断念を考えざるを得ない人もいるとのことである。

こうした実態からも明らかなように、負担上限額引上げは、患者や家族の負担増だけにとどまらず、受診抑制、治療選択の狭まり、重症化、さらには命の継続そのものの危険にもつながりかねない。

保険料軽減は、患者負担の引上げではなく、医療費の国庫負担率を引き上げることが重要である。

よって、政府においては、高額療養費制度の負担上限額引上げについて撤回することを強く求める。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日
